

## 住民基本台帳法の一部を改正する法律要綱

### 第一 住民基本台帳カードの継続利用に関する事項

一 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、最初の転入届と同時に、当該住民基本台帳カードを市町村長に提出し、当該市町村長は、カード記載事項の変更等の必要な措置を講じ、これを返還するものとする。 (第三十条の四十四第五項及び第六項関係)

二 住民基本台帳カードは、その有効期間が満了した場合等に、その効力を失うものとする。 (第三十条の四十四第九項関係)

### 第二 外国人住民に係る住民票の記載事項の特例に関する事項

一 日本の国籍を有しない者のうち、次に掲げるものであって市町村の区域内に住所を有するもの (以下「外国人住民」という。)に係る住民票には、氏名、住所等のほか、国籍等、在留資格、在留期間等を記載するものとする。 (第三十条の四十五関係)

#### 1 中長期在留者

#### 2 特別永住者

3 一時庇護許可者又は仮滞在許可者

4 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者

### 第三 中長期在留者等の届出等に関する事項

一 中長期在留者等（第二の一の1、2及び3に掲げる者）が国外から転入をした場合には、転入をした日から十四日以内に、所定の事項を市町村長に届け出なければならぬものとし、この場合には、法務大臣が交付する在留カード等を提示しなければならないものとする。こと。（第三十条の四十六関係）

二 日本の国籍を有しない者（第二の一に掲げる者を除く。）で住所を有するものが中長期在留者等となった場合には、中長期在留者等となった日から十四日以内に、所定の事項を市町村長に届け出なければならぬものとし、この場合には、在留カード等を提示しなければならないものとする。こと。（第三十条の四十七関係）

### 第四 外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出等に関する事項

一 転入届等の場合を除き、世帯主でない外国人であつてその世帯主（外国人住民であるものに限る。）との続柄に変更があつたものは、その変更があつた日から十四日以内に、世帯主との続柄を証する文書

を添えてその世帯主との続柄を届け出なければならぬものとする。 (第三十条の四十八関係)

- 二 世帯主でない外国人住民であつて、その世帯主が外国人住民であるものは、転入届等をするときは、その世帯主との続柄を証する文書を添えて届け出なければならぬものとする。 (第三十条の四十

#### 九関係)

第五 外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための法務大臣からの通知に関する事項

- 一 法務大臣は、外国人住民に係る住民票の記載事項に変更があつたこと又は誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を住所地の市町村長に通知しなければならないものとする。 (第三十条の

#### 五十関係)

第六 外国人住民についての適用の特例等に関する事項

- 一 外国人住民に係る住民票記載事項証明書等の交付の規定の適用について、必要な読み替えを行うものとする。 (第三十条の五十一関係)

- 二 日本の国籍を有しない者のうち第二の一に掲げる者以外のものをこの法律の適用除外とするものとする。 (第三十九条関係)

三 第三及び第四の一の届出に関し、虚偽の届出をした者又は正当な理由がなくて届出をしない者は、五万円以下の過料に処するものとする。 (第五十三条関係)

#### 第七 施行期日等に関する事項

一 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、次に掲げる日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

1 第二から第六並びに第七の四から六まで及び八 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律 (以下「入管法等改正法」という。) の施行の日 (以下「第一号施行日」という。)

2 第七の三及び七 この法律の公布の日又は入管法等改正法の公布の日のいずれか遅い日

二 次に掲げる規定は、次に掲げる場合について適用するものとする。 (附則第二条及び第九条関係)

1 第一による改正後の住民基本台帳法の規定は、一の本文の施行日以後に住民基本台帳カードの交付を受けた者等に適用することとし、一の本文の施行の際現に条例利用住基カードの交付を受けている者については、なお従前の例によるものとする。

2 第三の一及び二の規定は、第一号施行日以後に第三の一又は二に該当する場合について適用するものとする。

3 外国人住民に係る本人確認情報の処理、利用等の規定は、第一号施行日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から適用するものとする。

三 市町村長は、第一号施行日前に当該市町村の外国人登録原票に登録され、第一号施行日において当該市町村の外国人住民であると見込まれる者について、仮住民票を作成し、その者に対して当該仮住民票の記載事項を通知するものとする。 (附則第三条関係)

四 三の仮住民票は、第一号施行日において、住民票になるものとする。 (附則第四条関係)

五 一の一の施行の際現に外国人住民である者であつて、三による通知を受けていないもの等は、第一号施行日から十四日以内に所定の事項を市町村長に届け出なければならぬものとする。 (附則第五条関係)

六 五の届出に関し虚偽の届出をした者又は正当な理由がなくて届出をしない者は、五万円以下の過料に処するものとする。 (附則第十条関係)

七 政府は、現に本邦に在留する外国人であつて出入国管理及び難民認定法又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のものについて、入管法等改正法附則第六十条第一項の趣旨を踏まえ、第一号施行日以後においてもなおその者が行政上の便益を受けられることとなるようにするとの観点から、必要に応じて、その者に係る記録の適正な管理の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第二十三条関係)

八 その他所要の規定の整備を行うものとする。